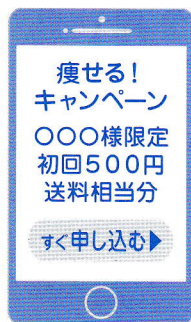


「1回だけ」のつもりで商品をネットで申し込んだが「定期購入が条件」だった

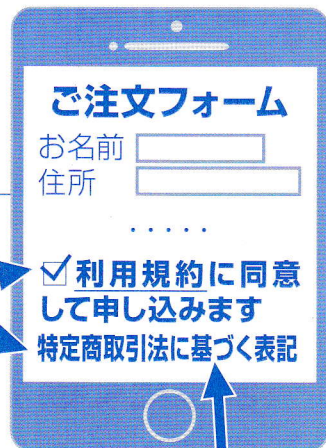
健康食品、化粧品等のネット通販は、契約内容や解約条件を「注文前」に確認しましょう

事例 スマートフォンの広告を見て「初回約500円」のサプリメントを申し込んだ。その後、注文していないのに2回目のサプリメントが届き、高い代金を請求された。事業者へ連絡しても電話が繋がらない。



アドバイス

- ◆ 通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。広告に表示された利用規約や特定商取引法に基づく表記の「解約できるかどうか」「購入者の都合で返品できるかどうか」「解約・返品できる場合の条件、送料」などに従います。
(表示がない場合は、商品が届いてから8日以内であれば、消費者の送料負担で返品が可能です)
- ◆ 特に申し込みの最終確認画面には、契約に関する重要な情報が記載されています。必ず確認しましょう。
- ◆ 注文時の契約内容(最終画面の印刷やスクリーンショットの撮影)、事業者への連絡履歴(電話、メール)の記録を残す。



「火災保険を使えば、無料で修理ができる」 「保険申請のお手伝いを無料で代行します」などと勧誘する 住宅修理サービスの契約トラブルに注意



事例 「地震や雪で自宅が被害を受け、保険請求をしていない方を調べています」と電話があった。話を聞くと、保険会社の人ではないという。「火災保険を使えば自己負担なしで修理ができる」と説明を受けたが、本当か。

保険金を使えば無料で修理できます。

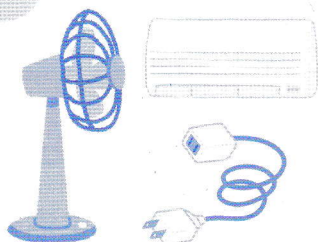


アドバイス

- ◆ 勧誘業者は、最終的に高額な住宅工事契約を結ばせることを目的としています。自然災害による住宅の損害が、火災保険の補償対象となる場合があることを知らない消費者を狙っています。
- ◆ 火災保険は、建物の経年劣化は補償の対象になりません。
- ◆ 保険請求は自分自身で請求するものです。経年劣化であることを知りながら、うその理由で保険金を請求した場合は、保険金詐欺に該当するおそれがあります。事実に基づいて保険会社へ相談しましょう。
- ◆ 訪問販売や電話勧誘で契約した場合は、契約書を受け取った日を含め8日以内であれば、クーリング・オフによる契約解除ができます。

暮らしに潜む危険

製造から長期間経過した製品やリコール対象製品による事故が発生しています。



事故防止のためにも、NITE(ナイト) <http://www.nite.go.jp/>
消費者庁リコール情報サイト <http://www.recal.go.jp/>
国民生活センター <http://www.kokusen.go.jp/> などをチェックしましょう。

刈払機(草刈機)使用中の事故(半数が60歳以上)

草刈り中、刈刃による手足の切断などの事故情報が、消費者庁に計140件寄せられています。
(平成21年9月~29年6月末まで)

- ◆ 刈払機を使う際は、保護メガネ、防振手袋などの保護具を必ず装着し、事前に機器の点検を行い、小石や枝などを除去し、15m以内に人がいないか確認しましょう。

